

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵閣第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 船舶及び航空機	第 3 章 船舶及び航空機
(「その他参考となるべき事項」の意義)	(新設)
15-9 規則第 2 条の 3 第 4 項各号及び規則第 2 条の 5 第 5 項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税關において取締上必要と認める事項をいう。	(「入出港に係る手続に要する時間」の意義)
18-2 規則第 2 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。	18-2 規則第 2 条の 6 第 1 項第 1 号《 <u>外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時</u> 》に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。
(「災害その他やむを得ない事故」の意義)	(「災害その他やむを得ない事故」の意義)
18-3 規則第 2 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。 (1)及び(2) (省略)	18-3 規則第 2 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。 (1)及び(2) (同左)
(外国貿易船等の入出港の簡易手続)	(外国貿易船等の入出港の簡易手続)
18-4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。 (1) 法第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 3 項ただし書に規定する外国貿易船等の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第 2 項後段及び同条第 4 項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記 15-3 の手続に準ずる。 (2) 令第 16 条の 2 第 3 項ただし書及び同条第 6 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第 2 条の 8 第 2 項各号及び同条第 4 項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。 イ 令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号及び同条第 4 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文及び同条第 3 項本文の規定の適用を受けて	18-4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。 (1) 法第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 3 項ただし書《 <u>入出港の簡易手続</u> 》に規定する外国貿易船等の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第 2 項後段及び同条第 4 項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記 15-3 (外国貿易船等の入港手続) の手続に準ずる。 (2) 令第 16 条の 2 第 3 項ただし書及び同条第 6 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第 2 条の 6 第 2 項各号及び同条第 4 項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。 イ 令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号及び同条第 4 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文及び同条第 3 項本文の規定の適用を受けて

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号、規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15-6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ロ 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文及び同条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、<u>救じゅつ品</u>以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号、規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15-6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(3) 法第 18 条第 2 項前段に規定する「入港届」の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に<u>送信すること</u>により<u>行うこと</u>ができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を<u>提出すること</u>とする。</p> <p>(4) 法第 18 条第 4 項前段の規定による外国貿易機の入港に係る届出は、便宜「入出港届」(C-2010) 1 通に必要事項を記入のうえ<u>提出すること</u>とし、税関の指定するファクシミリ装置等に<u>送信すること</u>により<u>行うこと</u>ができるが、税関が必要と認める時までに原本を<u>提出すること</u>とする。</p> <p><u>(「その他参考となるべき事項」の意義)</u></p> <p><u>20-9 規則第 2 条の 10 各号及び規則第 2 条の 12 第 5 項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</u></p>	<p>入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号、規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15-6 (積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等) に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ロ 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文及び同条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、<u>救じゅつ品</u>以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号、規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15-6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(3) 法第 18 条第 2 項前段に規定する「入港届」の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に<u>送信させること</u>により<u>行わせること</u>ができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を<u>提出させること</u>とする。</p> <p>(4) 法第 18 条第 4 項前段の規定による外国貿易機の入港に係る届出は、便宜「入出港届」(C-2010) 1 通に必要事項を記入のうえ<u>提出させること</u>とし、税関の指定するファクシミリ装置等に<u>送信させること</u>により<u>行わせること</u>ができるが、税関が必要と認める時までに原本を<u>提出させること</u>とする。</p> <p>(新設)</p>